

【表紙】

| | |
|---------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年8月13日 |
| 【会社名】 | あかつきフィナンシャルグループ株式会社 |
| 【英訳名】 | Akatsuki Financial Group, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 島根 秀明 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋小舟町8番1号 |
| 【電話番号】 | 03-6821-0606（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員経営企画部長 川中 雅浩 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区日本橋小舟町8番1号 |
| 【電話番号】 | 03-6821-0606（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員経営企画部長 川中 雅浩 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | 一般募集 2,000,000,000円 |
| | （注）一般募集の金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出日現在の見込額であります。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年7月26日に提出いたしました有価証券届出書について、平成25年8月13日付で四半期報告書（第64期第1四半期 自平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）及び臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」に関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

- 1．事業等のリスク
- 2．臨時報告書の提出

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスク

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第63期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第63期事業年度）及び四半期報告書（第64期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年8月13日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年8月13日）現在において変更の必要はないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

（訂正前）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第63期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（以下省略）

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第63期）の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年8月13日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（中略）

（平成25年8月13日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

（1）当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称 トレード・ラボ投資事業有限責任組合

住所 東京都中央区日本橋小舟町8番1号ヒューリック小舟町ビル9階

代表者 無限責任組合員 株式会社トレード・ラボ

代表取締役 島根 秀明

出資の額 585百万円（注）

事業の内容 投資業務

（注）「出資の額」は平成25年5月24日現在の出資の額であり、提出日時点の出資の額は629百万円であります。

（2）当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の業務執行の権限の割合

当社の所有に係る当該特定子会社の業務執行の権限の割合

異動前 - %

異動後 100%（間接100%）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

トレード・ラボ投資事業有限責任組合の設立における平成25年5月24日付の出資に伴い、当該投資事業有限責任組合は出資の額(平成25年5月24日現在585百万円)が当社の資本金の10分の1以上に相当しており、特定子会社に該当することとなりました。

異動年月日

平成25年5月24日

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第63期) | 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 | 平成25年6月27日 関東財務局長に提出 |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第63期) | 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 | 平成25年6月27日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第64期第1四半期) | 自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日 | 平成25年8月13日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月13日

あかつきフィナンシャルグループ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているあかつきフィナンシャルグループ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、あかつきフィナンシャルグループ株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。